

(別紙)

考 査 基 準

1. 第二次評定者（係長等）考査基準

(1) 考査方法

第二次評定者（係長等）は、評定趣旨を十分に理解し尊重した上で、それぞれ総合的に評定を行う。

(2) 評定点範囲

採点表（第二次評定者（係長等）用）の該当評価項目について、それぞれ総合的に判断して評定するものとする。

(3) 事故等による減点

当該業務遂行中に受託者に起因する事故等が発生し指名停止等の措置を行った場合には、当該業務の総合評定点（100点満点換算）に対して、別表－1を参考として－15点まで減点することができる。

別表－1 受託者に起因する事故等が発生した場合の減点基準

区 分	口頭注意	文書注意	指名停止1ヶ月まで	指名停止が1ヶ月を超える
考 査 点	－3点	－5点	－10点	－15点

【適応事例】

- ・入札前に提出した当該業務の技術提案書等が虚偽であった事実が判明した。
- ・発注者の承諾なしに当該業務に関する権利義務、成果物を第三者に譲渡又は承継、公開した。
- ・産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等、関係法令に違反する事実が判明した。
- ・一括再委託、請負を行った。
- ・打ち合わせ協議または検査の実施にあたり、職務の執行を妨げた。
- ・当該業務において過積載等の道路交通法違反により、逮捕または送検等された。
- ・当該業務において安全管理の処分が不適切であったために、死傷者を生じさせた業務関係者事故、または重大な損害を与えた公衆災害を起こした。
- ・その他（理由： ）

(4) 瑕疵修補及び損害賠償による減点

今回の試行要領では考慮しない。

2. 第一次評定者（調査職員）及び第三次評定者（検査員）考査基準

評定にあたっては、当該業務の履行状況に応じ、各評価項目の評定を行うものとする。（評価項目の追加、削除、もしくは評価比重の変更は行わない）

3. 「単純調査業務」について

「石川県調査関係共通仕様書」の「設計及び解析業務委託共通仕様書」第 1204 条及び第 1205 条に規定する「調査業務、計画業務」のうち、高度な技術力をそれほど必要としない単純なデータ処理業務や資料収集・整理業務等について、「単純調査業務」と定義する。なお、「単純調査業務」の対象業務については、以下に示す例を参考とされたい。

・ 「単純調査業務」の例

各部門共通	単純なデータ収集整理業務 単純なデータ処理業務 書類編集的な業務 文献収集業務
河川、砂防及び海岸	水理・水文観測業務 データ加工業務（降雨解析等） 不等流計算等の計算業務（システム開発を除く） 補償数量の算出 工事記録等資料の分類・整理 工事図面集、写真集等の作成
道路	一般的な現地踏査 一般的な交通量観測業務 台帳整理等を目的とした資料収集業務
トンネル	クラック等変状の計測調査
施工計画及び施工設備 情報	施工関連資料の収集整理 定期的なデータメンテナンス 資料収集的な業務 単純なデータ作成のみの業務
防災	資料収集的な業務
環境	大気汚染、水質汚濁、騒音、振動等調査・分析方法 が J I S 等で規定されている測定業務

4. 適用する採点表について

(1) 業務種類別の適用採点表

① 「地質調査、単純調査業務、測量業務」採点表

要領第 2 に規定する石川県調査関係共通仕様書の地質・土質調査業務共通仕様書、測量業務共通仕様書に規定する業務、設計及び解析業務委託共通仕様書に規定する業務のうち単純調査業務、並びに土木部用地調査等業務委託共通仕様書に規定する業務に適用する。

② 「調査業務、計画業務」採点表

要領第 2 に規定する石川県調査関係共通仕様書の設計及び解析業務委託共通仕様書に規定する調査業務、計画業務に適用する。

③ 「設計業務」採点表

要領第 2 に規定する石川県調査関係共通仕様書の設計及び解析業務委託共通仕様書に規定する

設計業務に適用する。

(2) 対象業務が複数の業務にまたがる場合の取扱い

対象業務が、「地質調査、単純調査業務、測量作業」、「調査業務、計画業務」、「設計業務」のうちの複数の業務にまたがる場合においては、業務の目的、金額を勘案し、原則として主たる業務の考査をもって評定点とみなすものとする。

ここで、「地質調査、単純調査業務、測量作業」、「調査業務、計画業務」、「設計業務」の3者のうち複数の業務にまたがる場合の「主たる業務」の取扱いについては、以下を参考とされたい。

- ・「地質調査、単純調査業務、測量作業」、「調査業務、計画業務」、「設計業務」の対象部分のどれかが500万円以上のときには、その業務を「主たる業務」とみなすものとする。
- ・「地質調査、単純調査業務、測量作業」、「調査業務、計画業務」、「設計業務」の対象部分の複数が500万円以上のとき、もしくはどれもが500万円未満の場合には、業務の目的、金額を勘案して、「主たる業務」を1つ選定するものとする。

これらの取扱いは、第一次評定者（調査職員）及び第三次評定者（検査員）で統一するものとする。

5. 採点表の選定について

対象業務が複数にまたがる場合の取り扱いは、第一次評定者（調査職員）が決定する。

6. 総合評定点について

総合評定点を算出する際には、対象業務に応じて評価項目ごとに以下の重み付けを考慮する。

考 査 項 目		業務評定	地質調査、単純調査業務、測量作業、調査業務、計画業務、設計業務			
			技術者評定			照査
			管理	担当（注1）		
プロセス 評価	実施能力の 評価	実施体制と執 行計画	20	20	5	
	実施状況 の評価	執行計画	5	5	5	
		品質管理	20	20	30	50
		業務特性	10	10	12.5	
		創意工夫	4	4	4	
	説明調整能 力の評価	説明調整能力	6	6	6	
	取組姿勢	責任感・積極性 ・倫理観	5	5	7.5	
結果評価	成果物の品質	30	30	30	50	
合 計			100	100	100	100

注) 1. 担当技術者は要領第2の一から四に定める業務は8名までとする。

